

## 報告事項No. 2

### 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### 1 臨時代理した事項

- (1) 件 名 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内 容
- ア 電子署名の定義を追加するもの【第2条第2項第2号の改正関係】  
イ 申請等において、申請等をする者が個人番号カードの基本情報をスマートフォンに搭載し、スマートフォンから教育委員会等へ当該情報を送信することで、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付を省略できるようにするために規定を整備するもの【第14条の表の1の項の改正関係】
  - ウ 登記情報連携システムが利用可能になることに伴い、申請等において、添付を省略することができる書面に、登記事項証明書（不動産登記法、商業登記法）を追加し、添付に代えて、申請等をする者が講じるべき措置を規定するもの【第14条の表の2・3の項の新設関係】
- (3) 施行期日 令和7年12月26日

#### 2 臨時代理を行った日

令和7年12月26日

#### 3 臨時代理を行った理由

全庁的に令和7年12月末までに規則の規定を整備する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）  
(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。  
2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

参考条文 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）

（添付書面等の省略）

**第7条** 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることできる。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第14条の表の1の項中「個人番号カードに記録された」を削り、「提示」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の教育委員会等への送信」を加え、同表の2の項を4の項とし、同表の1の項の次に次の2項を加える。

|  |  |
|--|--|
| 2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書 | 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供<br>(1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番<br>(2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項   |
| 3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書 | <p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供</p> <p>(1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>(3) 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 制 定 理 由

申請等に際し添付を要しないこととすることができる書面等に、登記事項証明書を加えること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 第1条 略<br>(定義)  | 第1条 略<br>(定義)   |
| 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。<br>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1) 教育委員会等 次に掲げるものをいう。<br>ア 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関<br>イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会の指定を受けたもの<br>(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。<br>ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）<br><u>第2条第1項に規定する電子署名</u><br>イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することとその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名<br>ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することとその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名<br>(3) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。 | 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。<br>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1) 教育委員会等 次に掲げるものをいう。<br>ア 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関<br>イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会の指定を受けたもの<br>(2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）</u> 第2条第1項に規定する電子署名をいう。 |
| 第3条～第13条 略<br>(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)   | 第3条～第13条 略<br>(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)  |
| 第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごと  | 第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごと   |

| 改正後   |  | 改正前   |  |
|---|--|---|--|
| にそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。                                     |  | にそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。                                     |  |
| 書面等   | 措置   | 書面等   | 措置   |
| 1 住民基本台帳法<br>(昭和42年法律第81号) 第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | <p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、<u>_____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供</p> <p>(3) <u>個人番号カードの教育委員会等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u><br/><u>(平成25年法律第27号) 第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の教育委員会等への送信</u></p> | 1 住民基本台帳法<br>(昭和42年法律第81号) 第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | <p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、<u>個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供</p> <p>(3) <u>個人番号カードの教育委員会等への提示</u></p> |
| 2 不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項に規定する登記事項証明書                | <p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供</p> <p>(1) <u>土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</u></p>  | (新設)  | (新設)   |

| 改正後  |  | 改正前                |                |
|--|--|--------------------|----------------|
|  | <p>(2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>(3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項</p>   |                    |                |
| 3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書 | <p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供</p> <p>(1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>(3) 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> | (新設)               | (新設)           |
| 4 区長が作成する印鑑に関する証明書                             | 1の項右欄(1)に掲げる措置   | 2 区長が作成する印鑑に関する証明書 | 1の項右欄(1)に掲げる措置 |

第15条 略

第15条 略